

日本共産党の小田桐たかしです。通告に従い一般質問を、大きく3点伺います。

まず第1に、農政ついて伺います。(1) 4月1日、改正農業委員会法が施行され、農業委員の選出方法の変更と農地利用最適化推進委員の新設が行われました。そこで、本市農業委員会も新体制に移行するにあたり、農業委員会とそれを構成する農業委員並びに農地利用最適化推進委員の役割について以下、2点伺います。

ア、法の目的から「農民の地位向上に寄与」という役目が削除されました。しかし、一般市民にとっての民生委員同様に、農家にとっての農業委員は行政とのパイプ役であり、身近かな相談役。とりわけ、年々、月々、日々変わる自然と向き合いながら、手を真っ黒にして共に働く農家同士、気心もしれ、農産物を作る苦労も喜びも共有している存在であり、地域の頼れる存在といえるのではないのでしょうか。そこで、法の目的から削除されたからといって、「地位向上」を軽視するような態度、委員会運営では農家の願いに沿う活動はできないと思えますがどうですか？答弁を求めます。

次にイ、農業委員会は、法施行1951年から続いていた「公選制」のもと、農家の代表として、時には行政や時の市長にとって耳の痛い話もしてきました。また、行政と一緒に農政も推進してきました。しかし、法改正により公選制は廃止され、議会の同意は得るものの、その前提として市長が任命する「選任制」に移行されました。そこで伺います。市長の意思や意向が強く反映されることで、農家の代表という役割が低下したり、行政の下請け機関になりかねないかと、私は、懸念しています。そういう懸念についてどう捉えていますか？見解を求めます。

次に、(2) 農業振興の立場から新川耕地における都市マスタープランの変更素案についてお聞きします。

9月1日から始まるパブリックコメントの対象の一つに挙げられているのが新川耕地における都市マスタープランの変更素案です。農業振興の立場で、大きく変更されている点は、インターチェンジを中心に東西に広がる開発ゾーンと、インターチェンジ南側の東西に広がる市民活動ゾーンについて、江戸川沿いの西側半分は、農地利用を前提にした『農業系土地利用ゾーン』とすることです。

我が党は、「日本人が食す農産物は日本の国土から供給すべき」という立場から、以前から、新川耕地はもうこれ以上開発するのではなく、農地保存を前

提に施策展開を図るべきと提案を続けてきました。

しかし地権者の思いはどうでしょう。「大変さがわかるから子どもにコメ作りを継げといえない」「県道西側といえ、工業団地西側は農地が緩く、今度の台風で機械がもぐって、稲刈りができない。市の職員は晴れているときに農地を見ても、雨の時には見に来こず、実態を知らない」「地下水をくみ上げる光熱水費もポンプの更新経費も全部農家持ち。経費削減の相談にもものつてくれなくて、どうしてコメが作れるのか」こういう声があふれているではありませんか。

先祖代々の農地を耕作するのは当然と汗を流しながらも、いま建設が進んでいる物流センターやスポーツフィールドの農地買い上げを身近に見聞きし、心は複雑でしょう。また、コメ作りだけでは生活設計が成り立たない実態から、都市マスタープランとは言え、行政の一方的な変更に強い違和感を抱く方もおられるようです。また、開発型インター建設当時のいきさつを知る地権者は、忸怩たる思いをされている方もおられるのではないのでしょうか。

そこで3点、お聞きします。①そもそも、都市マスタープランの変更素案を庁内でまとめるにあたり、新川耕地における今後の農業振興をどう議論されたのか、②『農業系土地利用ゾーン』としている面積は、どの程度あり、地権者及び耕作者が何人いると認識しているのか、③今後の高齢化、米価の推移も引き上がらない…こういう情勢でも、新たに『農業系土地利用ゾーン』と位置づけするわけですから、新川耕地の農業継続へハード・ソフト面でどのような支援策を検討しているのか、見解を求めます。

次に大きな2、納骨堂についてお聞きします。

H13年4月施行の流山市墓地等の経営の許可等に関する条例は、墓地建設計画が浮上するたびに改正してきました。この背景は、行政と議会がともに、墓の供給過剰な現状を調査し、既存墓地の経営継続、利用者の利益保護、景観や住環境に影響を及ぼす墓地の乱立防止、地域住環境への保護等を勘案して、規制を強化するために努力してきたからであります。いま、松ヶ丘商店街に納骨堂建設案が浮上し、地元での話し合いが行われています。私は、これまでの経過を身近で見てきたものの一人として、先人たちの努力に学び、納骨堂についても住環境への配慮等設置基準の強化などが必要ではないかと考えます。

そこで2点のお聞きします。①いま、松が丘地域で話題となっている納骨堂建設計画についてです。私も先月22日、地元自治会が開催した計画説明会に参加して感じたことは、事業者であるお寺さんが十分地域に溶け込めていない、

住民との信頼関係の構築にまだ時間を要するという点です。こういう環境下で、強引に計画をすすめれば、同じ自治会内での互いに不幸な結果を招きかねませんので、納骨堂建設は拙速に行わない姿勢が事業者が必要と思いますが、当局の見解をお聞きします。②納骨堂建設に関係する条例として、H13年4月施行の流山市墓地等の経営の許可等に関する条例があります。条例改正の経過から、先人たちの努力に学び、納骨堂建設についても住環境への配慮等設置基準の強化が必要ではないか、市長の見解を問う。

次に大きな3、障がい者等入所施設における殺傷事件を受けて本市の取り組みなどについて伺います。まず、7月26日未明、相模原市にある障がい者施設「県立津久井やまゆり園」で元職員の男性が施設に侵入し、入所者などを刃物で襲い、19人が死亡、26人が負傷するという重大な事件が起きました。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の回復を心からお祈り申し上げます。

今回の事件は、深夜の職員の少ない時間帯に、障がいのある方をねらった残忍な犯行であり、強い憤りを感じます。到底許すことはできません。

今後、事件の全容が明らかになると思いますが、事件の原因や背景、犯罪防止の対応などを徹底的に調査し、このような事件が二度と起きないよう神奈川県及び関係機関に対し責任ある対応を求めるものです。

また、被害にあわれた入所者、ご家族、施設職員等関係者の心のケアなどの支援も大変重要になります。日本共産党では、事件が発生した地元の神奈川県議団及び相模原市議団はもちろんのこと、障がい者を守る社会と政治の実現、障がい者福祉の充実のため、さらに全力をあげる決意と表明するものです。

そこで神奈川県相模原市の障がい者施設での殺傷事件をうけて、障がい者や高齢者等の入所施設及び、保育園なども含め各福祉施設の防犯対策の強化が本市でも求められると考えますが、どうなっていますか？また、加害者の言動などから、『優生思想』の広がりを懸念し、改めて『共生社会』の実現を求める声が障がい者や家族、福祉関係者、学者等でも高まっています。本市の基本的な考えと今後の取り組みについて、当局の見解をお聞きします。